

みやま市農業委員会総会議事録

- 日 時 令和元年5月13日 午後1時30分～午後2時18分
- 場 所 みやま市役所高田支所会議室
- 出 欠 者 出席者 16名 欠席者 3名
- 議 事
1. 開 会
 2. 付議事案
 - 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第7号 農地法第5条許可に係る転用計画変更の承認申請について
 - 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
 3. 協議事項
 1. 令和元年度農作業標準賃金について
 4. 報告事項
 1. 農地法第18条第6項の規定による通知について
 2. 使用貸借解約通知について
 3. 非農地証明交付について
 4. 農地中間管理事業における農用地利用配分計画の認可について
 5. 閉 会

出席委員（16名） 会長 徳 永 順 子

議席番号	氏 名
1番	東 大 助
4番	上 原 充
7番	加 藤 和 己
9番	嶋 芙 沙子
11番	佐 藤 敏 彦
13番	佐 藤 典 美
15番	坂 梨 喜 九 義
18番	堤 敬 二

議席番号	氏 名
3番	田 崎 明
6番	馬 場 俊 治
8番	木 下 正 信
10番	森 静 男
12番	坂 田 逸 男
14番	永 江 一 幸
16番	岡 田 佳 子
19番	徳 永 順 子

欠席委員（3名）

2番	向 優
17番	只 隈 敏 春

5番	岩 屋 明
----	-------

出席推進委員（16名）

座席番号	氏 名
21番	浅 山 和 生
23番	田 中 一 隆
25番	樺 嶋 静 男
27番	石 橋 征 爾
29番	野 田 春 彦
31番	坂 梨 誠 治
34番	木 下 和 久
37番	松 尾 豊

座席番号	氏 名
22番	倉 吉 大 作
24番	河 野 壽 人
26番	坂 田 修 二
28番	河 野 和 夫
30番	柿 原 廣 典
32番	河 野 通 成
35番	藤 木 貞 義
39番	中川原 大 吉

本会議に出席した事務局職員

事務局長	池 田 政 俊
事務局係長	相 地 智 輝
事務局	江 崎 浩
事務局	田 中 砂 希

○事務局（池田）

それでは、ただいまから令和元年5月定例総会を開催させていただきます。
開会に当たりまして、会長が御挨拶申し上げます。

○会長（徳永）

〔挨拶を述べる〕

○事務局（池田）

早速、議事に入らせていただきますが、みやま市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会長が議長を務め、議事を進めてまいります。

それでは、会長よろしく申し上げます。

○議長（徳永）

規定により、議長を務めます。皆さんの御協力をよろしく申し上げます。

それでは、お手元の資料に基づきまして進めてまいります。

初めに、本日の出席委員は16名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
なお、議席番号2番向委員、5番岩屋委員、17番只隈委員より欠席の届けが出ておりますので、御報告いたします。

推進委員は16名の委員に出席いただいております。

次に、会議規則第14条第2項に定める議事録署名委員の指名についてですが、本日は、議席番号3番田崎明委員、同じく4番上原充委員に申し上げます。

また、本日の会議書記には事務局職員の相地智輝君を指名いたします。

議事に入らせていただきます前にお断りしておきます。

総会において委員が発言される場合は、議長の許可を受けた後、議席番号と氏名を言ってから発言されるように申し上げます。また、個人情報保護の観点から、発言においては個人名等の固有名詞は避けていただきますようお願いいたします。

なお、発言中に個人名等が出た場合は、職権にて削除させていただきますので御了承願います。

それでは、議事に入らせていただきます。

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明をしてください。

○事務局（田中）

整理番号1番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、贈与となっております。

なお、譲受人の耕作面積が5反未満ではありますが、法人への貸し付けによるもので条件を満たしております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○27番（石橋）

申請書、また現地確認を行いました。地元委員としては何ら問題ないと思っております。皆様方の御審議をお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第4号、整理番号1番を原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、整理番号2番について説明をしてください。

○事務局（田中）

整理番号2番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○27番（石橋）

これも申請書、また現地確認を行いました。地元推進委員としては何ら問題ないと思っております。皆様方の御審議をお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号2番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第4号、整理番号2番を原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、整理番号3番について説明をしてください。

○事務局（田中）

整理番号3番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、贈与となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○27番（石橋）

これも申請書、また現地確認を行いました。地元推進委員としては何ら問題ないと思っております。皆様方の御審議をお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号3番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第4号、整理番号3番を原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、整理番号4番について説明をしてください。

○事務局（田中）

整理番号4番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○4番（上原）

これは譲渡人が高齢のために手放したいと。また譲受人のほうは定年になってもう少し面積をふやしたいというところでの売買となっております。問題はないと思いますので、皆さんの御審議よろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号4番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第4号、整理番号4番を原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、整理番号5番について説明をしてください。

○事務局（田中）

整理番号5番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、親子間での贈与となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○32番（河野）

ただいま事務局から説明がありましたとおり、親子関係でございますので。それと、あと権利取得後はイチゴを栽培されるということで、地元推進委員としては何ら問題ないと考えておりますので、皆様方の審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号5番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第4号、整理番号5番を原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、整理番号6番について説明をしてください。

○事務局（田中）

整理番号6番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。

なお、地元委員からの意見ですが、本日欠席の連絡を受けた際に問題なしとの意見をいただいております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま整理番号6番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第4号、整理番号6番を原案どおり許可することに決定いたします。

次に、議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明してください。

○事務局（相地）

整理番号1番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

資料7ページをごらんください。農地の広がり10ヘクタール以上の第一種農地にデイクエア施設及び運動場を建築するために転用するものです。農地転用不許可の例外「既存の施設の拡張」を適用しています。

資料8ページをごらんください。東は道路、西は宅地、北は水路、南は道路に面しており、隣接農地アンケートはありません。

水利関係は、地元行政区長及び水利関係役員から無条件承諾を得てあります。

生活雑排水については、既存の合併浄化槽に接続し北側水路へ放流します。

雨水排水については、既存の雨水管に接続し水路へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○26番（坂田）

申請書、現地確認をいたしましたところ、これは病院の敷地拡張でありますので、何ら問題ないと思われまます。皆さんの審議よろしくお願ひいたします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

○農地委員（坂田）

現地確認、申請書類を確認しましたが、何ら問題はないと思います。御審議よろしく願
いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。
承認することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第5号、整理番号1番を原案どおり承認することに決定
いたします。

次に、議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明してください。

○事務局（相地）

整理番号1番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。
資料9ページをごらんください。みやま市都市計画における用途区域の第三種農地に居宅
を建設するために転用するものです。

資料10ページをごらんください。東は畑、西は道路、南は宅地、北は宅地に面しており、
隣接農地アンケートの結果、了承済みです。

水利関係は、地元行政区長及び水利関係役員から無条件承諾を得てあります。

生活雑排水については、西側道路の都市下水へ接続します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○26番（坂田）

この物件、申請書、現地確認をいたしましたところ、何ら問題ないと思われ
ます。皆さんの審議よろしく願
いいたします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

○農地委員（坂田）

8日に現地確認しましたが、何ら問題ないと思います。よろしく願
いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありました。何か御質問、御意見はござ
い
ませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。
承認することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第6号、整理番号1番を原案どおり承認
することに決定
いたします。

続きまして、整理番号2番について説明してください。

○事務局（相地）

整理番号2番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

資料11ページをごらんください。農地の広がり10ヘクタール未満の宅地化が著しく進行している区域内に散在する第三種農地に居宅を建築するために転用するものです。

資料12ページをごらんください。東は宅地、西は宅地、南は道路、北は宅地に面しており、隣接農地アンケートはありません。

水利関係は、地元行政区長及び水利関係役員から無条件承諾を得てあります。

生活雑排水については、合併浄化槽を設置し、南側道路側溝へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○25番（樺嶋）

申請書及び5月8日、現地確認をしましたが、地元委員としては問題ないと思われます。皆さん方の御審議をよろしくをお願いします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

○農地委員（坂田）

申請書、現地確認をしましたが、別に問題はないと思います。御審議をよろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号2番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第6号、整理番号2番を原案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、整理番号3番について説明してください。

○事務局（相地）

整理番号3番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

資料13ページをごらんください。農地の広がり10ヘクタール未満の宅地化が著しく進行している区域内に散在する第三種農地に居宅を建築するために転用するものです。

資料14ページをごらんください。東は宅地、西は道路、南は宅地、北は宅地に面しており、隣接農地アンケートはありません。

水利関係は、地元行政区長及び水利関係役員から無条件承諾を得てあります。

生活雑排水については、合併浄化槽を設置し、北側水路へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○24番（河野）

5月8日に現地調査しましたが、家に囲まれたところですね、そしておやじさんがもうやっつけられないというふうな場所ですので、問題はないと思います。よろしくお願

します。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見ををお願いします。

○農地委員（坂田）

8日にここも申請書、現地確認をいたしました。何ら問題ないと思います。御審議をよろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号3番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第6号、整理番号3番を原案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、整理番号4番について説明してください。

○事務局（相地）

整理番号4番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

資料15ページをごらんください。農地の広がり10ヘクタール以上の第一種農地に駐車場を建築するために転用するものです。農地転用不許可の例外「既存の施設の拡張」を適用しております。

資料16ページをごらんください。東は道路、西は宅地、南は宅地、北は道路に面しており、隣接農地アンケートはありません。

水利関係は、地元行政区長及び水利関係役員から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、申請地内に溜柵を設置し西側水路へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○23番（田中）

先ほど説明がありましたとおり、この件の申請書及び8日に現地確認もしましたが、地元推進委員としては問題ないと思われ。皆様の審議の方お願いいたします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見ををお願いします。

○農地委員（坂田）

申請書、現地確認をしましたが、何ら問題ないと思います。御審議をよろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号4番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第6号、整理番号4番を原案どおり承認することに決定いたします。

次に、議案第7号 農地法第5条許可に係る転用計画変更の承認申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明してください。

○事務局（相地）

議案第7号 農地法第5条許可に係る転用計画変更の承認申請について説明します。資料は17ページ、18ページ、19ページになります。

平成29年の当初計画において貸店舗建築の計画に基づいて転用申請の提出がなされ、同年許可を受けられた場所になります。

この計画を変更されて、申請地を半分に分筆し、1つは自身が営まれる建築会社の資材置場に、もう一方は一般住宅を建築するために変更申請がなされたものです。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○27番（石橋）

申請書、また8日に現地確認を行いました。何ら問題ないと思っております。皆様方の御審議をお願いします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

○農地委員（坂田）

8日に申請書、現地確認をいたしました。何ら問題ないと思います。審議をよろしくお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第7号、整理番号1番を原案どおり承認することに決定いたします。

次に、議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局は、議案第8号について説明をしてください。

○事務局（江崎）

議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について説明いたします。

周年契約は、田14万400平方メートル、畑4万1,867平方メートル、合計18万2,267平方メートルで、件数は46件、筆数85筆となっております。

期間借地は、田4万9,598平方メートルで、件数13、筆数19筆です。

内容につきましては、8ページ以降に各筆別明細をつけております。事前に議案書を送付しておりますので省略いたします。

議案書16ページをごらんください。あっせんに関する所有権移転は、機構からの買入れが1件、機構への売渡しが1件となっております。内容につきましては、次のページに記載のとおりですが、事前に議案書を送付しておりますので説明は省略いたします。以上です。

○議長（徳永）

ただいま議案第8号について説明をいたしました。何か御質問、御意見はございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。
議案第8号は決定することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定については、計画のとおり決定いたします。

○議長（徳永）

続きまして、2. 協議事項、第1号「令和元年度農作業標準賃金について」協議します。
協議事項の第1号について、事務局説明をお願いします。

○事務局（相地）

令和元年度農作業標準賃金について説明します。

J Aみなみ築後並びに普及センター、農林水産課から参集していただき、機械作業についてのみ検討しました。標準賃金の設定に当たりましては、県内の最低賃金、近隣の状況などを勘案して検討を進めてきたところです。本年度の福岡県の最低賃金は1時間当たり810円で昨年の789円より21円ほど増額となっております。みやま市においては機械施行による標準賃金であるため、それらの条件変更も受けにくい内容となっております。

近隣の状況は、今年度、若干価格の改正が行われております。みやま市においても、昨今の燃料費等の値上がり及び消費税が2%引き上げられることを鑑み、作業料金の改正を行いたいと考えております。改正案については、事前に議案書を送付しておりましたので、改正点のみ説明いたします。

まず、機械田植えが昨年から200円増額しております。

次に、耕起ですが、普通田が300円の増、荒田が400円の増、耕うんのみが200円増額しております。

次に、コンバイン（収穫）が400円の増額をしております。

次に、弾丸暗渠が100円の増額をしております。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま協議事項の第1号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

○30番（柿原）

昨年もちよっとお願いしておったところですが、耕起のところ、一応この中では代かきを含むという形で、合算というふうな形で、昨年もそういうことやったとばってん、代かき

ば別に算定されんのかなというお願いばしておったんですよ。そいけん、そこら辺などげんですかね、やっぱり難しかったですかね。出されんというとはなかつちゃろうばってん。何かそこら辺の検討とかはあつとつとでしょうか。

○議長（徳永）

ちょっとお待ちください。

○30番（柿原）

単純に判断というか、それと、耕うんというとは別に1回のみ9,500円というところがあつてすもんね。こればどげんかふうに見るとかちょっとわからんとぼってん、10アール当たり普通田と荒田の代かき含むという部分については、耕うんの部分は1回やなして何回か耕うんばしていただくということですかね、代かき含んで何ぼというとは。どげんかふうになつてつですか。

○議長（徳永）

この場合は1回と書いてあるけど。1回とわざわざ記述はしてあるんですけど。

○30番（柿原）

ならその残りが代かきということでよかつかね。

○事務局（池田）

一応、昨年意見としていただいております、代かきのみを出せないかということではございました。検討した中では、代かきのみでのお願いをされるというのはほとんどないという考え方を持っていました。基本的にお願ひされる方というのは、トラクターを持ってないけん耕起から代かきまで田植えをするときはお願いをされるんだろうという前提で、代かきのみをもう上げる必要はないんじゃないかなというのが基本的考え方で進んできています。以上です。

○30番（柿原）

まあ一般的にはそげんやろうばってん、ところがゼロやなしてあるけんてちょっとお尋ねばしたことんけんて、ここら辺ばできるとかなというふうな希望やつたとぼってん。

○事務局（池田）

あえて代かきのみというのをここで上げる必要はないというか、上げないで、あとはそのあたりは依頼者と協議の上、どういうふうにするかというのは決めていただきたいなというところで考えています。その案件がほとんどないだろうという前提で代かきのみをもう上げていないということです。

○30番（柿原）

あくまでもこれは参考的な資料やろうけん、あつてよかつちゃなかつかなという部分で、それは話し合いでよかばってん、その基準がわからんけんがら、何とかその基準というの示されんのかなというところがちょっと意見として出したところばってん。そいけんほら、これだけば見ると、その耕うんというところが別にこう、ずっとあつたつかどうかはちょっと記憶はあればってん、1回ということて9,500円と書いてあつじやなかですか。それで、上は1万3,000円と1万8,000円ばってん、それば引いた後が代かき分という捉え方でよかつちゃろか。そつてよかつたらそげん……

○事務局（池田）

考え方としてはそういうふうな感じで思っています。

○30番（柿原）

大体この荒田にしとつとは半分な代かき代ということになると、そういうふうになつと

ですよ。

○事務局（池田）

はい。

○30番（柿原）

そうすると結構、ある意味じゃどうなるかわからんばってん、普通田な逆に今度は起こすのが安かというか、代かきが高うして起こすのが安いということばってん、そういうふうな感覚でよかったですかね。いや、皆さんどげんかふうに思うてあっじゃろか。（「代かきは大事じゃんの、ただ鋤くだけなら耕うんの方が楽じゃん、代かきはようらでけんもん。」と呼ぶ者あり）

○事務局（池田）

正直言うと、近隣市町では代かきのみを出してあるところもあります。ちなみに、柳川市は代かきのみが4,500円、大牟田市は8,200円と、ちょっと幅があるんですよ。ちょっとうちとしては代かきのみと決めにくいなというのが、よそを見たときもちょっと幅があったので決めにくいなという。

○30番（柿原）

耕うんは幾らぐらいに設定してあつとかね。

○事務局（池田）

耕うんは、柳川が1万2,000円、代かき含めてですね。代かき含みで柳川が1万2,000円、大牟田が1万3,300円です。そういったのを見ながら、代かきのみってちょっと出しにくいなというのもあるって、あとはもう協議いただいたほうがいいのかなというふうに思っています。

○議長（徳永）

いかがでしょうか、今の答えで。

○30番（柿原）

わかりました。

○議長（徳永）

いいですか。一応目安になるものを参考にしながら、依頼者と御相談の上決めていただくということで、先ほど言われました柳川と大牟田のことも頭に入れながら、そこら辺の金額を決めていただいたらいいかなと思います。

ほかにございませんか。

○39番（中川原）

水稻のコンバインはあるんですが、麦はなかったんですかね。

○事務局（池田）

はい、麦は出しよらんやったです。

○39番（中川原）

出しよらん。はい、わかりました。

○議長（徳永）

逆にないともどうしてですか。そういう計算がないであろうということ、麦だけがないということ。

○事務局（池田）

その議論をちょっとしとらんやったですね。

○39番（中川原）

営農組合は6,000円とか8,000円とか、その法人で決まっておるけど、これまたそういう問

題で、故障したけんちょっと刈ってくれと言われたときがどげんなるかというのが案外。そげんなってくつと、そこら辺の問題の金額にちょい上乘せするかどげんか、そのままいくか。なら法人にでも頼まんのち言うか、そんかふうになってくるですもんね。

○議長（徳永）

そうですね。先ほど中川原委員からあった麦はコンバインないのかということの意見もございました。多分今までの流れの中でずっと決められてきたところがあるかと思しますので、またこういった意見も出ましたということをもたまたまの検討委員会の中で反映していただきたいと思っておりますので、事務局よろしく願いいたします。

○事務局（池田）

今、麦についてはないのかという意見が出ておりましたけれども、麦についても同様に、麦だけをされているというのは余りないというところで麦は出していなかったというのがございます。

今後、法人化とかいう部分も先ほど言われたようにありますので、その麦だけというのがふえてくる案件があればそこらあたりも検討は必要かなと思えますけど、ちょっとふえてくるのか減ってくるのかわからないですけど、そのあたりの状況も見ながら次回また検討をさせていただきたいなと思えます。

○議長（徳永）

ほかに何か御意見、御質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、提案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようでございますので、協議事項第1号「令和元年度農作業標準賃金について」は、提案のとおり決定いたします。

なお、この決定内容については、広報等でお知らせすることにします。

それでは続きまして、3. 報告事項です。

報告事項、第1号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（相地）

報告事項、第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、賃貸借解約の届出が15件出されております。内容については、設定が8件、自作が2件、再設定が1件、転用が2件、所有権移転が2件となっております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第1号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第1号はこれで終わらせていただきます。

続きまして、報告事項、第2号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（相地）

報告事項、第2号、使用貸借解約通知について、届出が6件出されております。内容については、設定が5件、再設定が1件となっております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第2号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第2号をこれで終わらせていただきます。

続きまして、報告事項、第3号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（相地）

報告事項、第3号、非農地証明交付について、届出が2件出されております。4月19日に総務委員、地元委員及び事務局にて現地調査を行っております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第3号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第3号をこれで終わらせていただきます。

続きまして、報告事項、第4号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（相地）

報告事項、第4号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画の認可について、法人6団体、個人5人、筆数25筆、内訳として法人11筆、個人14筆、面積が4万238平方メートル、内訳として法人1万4,288平方メートル、個人2万5,950平方メートル行っています。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第4号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第4号をこれで終わらせていただきます。

これをもちまして、本日の日程が全て終了いたしましたので、閉会とさせていただきます。長時間にわたり、ありがとうございました。